

新しい消費生活用製品安全法について

～ 製品事故情報の報告・公表制度が始まります～

平成19年2月版

経済産業省

目 次

製品事故発生から報告、公表、罰則	2
消費生活用製品の範囲	3
「重大製品事故」の定義	4
重大製品事故の報告義務	6
重大製品事故の公表	8
報告義務を違反した場合（体制整備命令と罰則）	9
販売事業者、修理事業者、又は設置工事事業者の責務	10
消費者への情報周知と消費者からの申出	11
報告対象となる重大製品事故か否か	12
Q & A	13

製品事故情報を社会全体で共有し、
製品事故の再発防止を図り、
私たちが安全で、安心して暮らせる世の中を実現します。



平成18年11月、第165回臨時国会において、「消費生活用製品安全法」の改正法が全会一致で成立し、12月6日に公布されました。

今後、政令及び省令の整備を行い、公布から6ヶ月以内に施行することになります。

今回の改正は、消費生活用製品に係る製品事故に関する情報の収集及び提供等の措置が新たに設けられ、製品事故の再発防止を図ろうとするものです。

主な改正のポイントは、以下のとおりです。

(事故情報の収集と公表)

- ✓消費生活用製品の製造事業者又は輸入事業者は、重大製品事故が生じたことを知ったときは、当該消費生活用製品の名称、事故の内容等を主務大臣*に報告しなければならない。
- ✓主務大臣は、重大製品事故の報告を受けた場合等において、当該重大製品事故に係る消費生活用製品の名称、事故の内容等を公表する。
- ✓消費生活用製品の小売販売事業者、修理事業者又は設置工事事業者は、重大製品事故を知ったときは、当該消費生活用製品の製造事業者又は輸入業者に通知するよう努めなければならない。

(事故の再発防止対策)

- ✓消費生活用製品の製造事業者又は輸入事業者は、事故原因を調査し、必要があると認めるときは、当該消費生活用製品の回収等の措置をとるよう努めなければならない。
- ✓消費生活用製品の販売事業者は、消費生活用製品の製造事業者又は輸入事業者が行う消費生活用製品の回収等の措置に協力するよう努めなければならない。

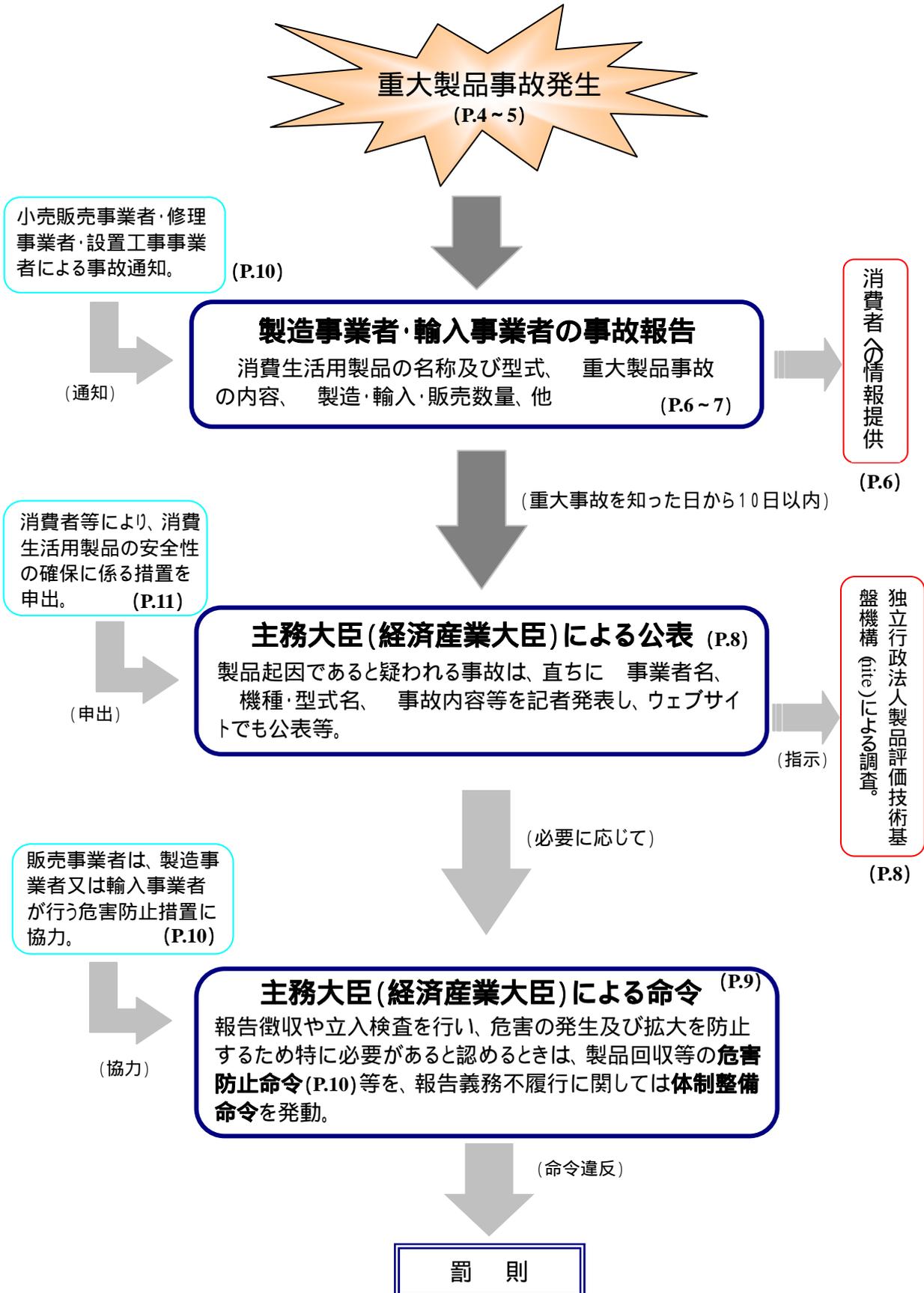
*「主務大臣」とは、特段の断りがある場合を除き、基本的に「経済産業大臣」を指します。



製品事故発生から報告、公表、罰則 (新制度の概要等)



本ページは2007年2月22日に改訂されました。



消費生活用製品の範囲



「消費生活用製品」とは

- ◆消費生活用製品安全法(以下「消安法」という。)において、「**消費生活用製品**」とは、「主として一般消費者の生活の用に供される製品(別表に掲げるものを除く。)」(法第2条)と定義されています。
- ◆また、製造事業者又は輸入事業者が業務用として製造又は輸入している製品であっても、その製品の仕様や販路等から判断して、一般消費者がホームセンター等で容易に購入可能で、一般家庭でも使用できるような製品は、消費生活用製品と解されます。
- ◆なお、消安法以外の他の法令で個別に安全規制が図られている製品は、「別表に掲げるもの」として消費生活用製品から除外されています。このため、別表に掲げられた製品で重大事故が発生した場合には、消安法に基づく事故報告の義務は発生しません。

★消費生活用製品安全法(別表)

- 一 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二条第一項又は第二十九条の規定の適用を受ける**船舶**
- 二 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第四条第一項に規定する**食品**及び同条第二項に規定する**添加物**並びに同法第六十二条第二項に規定する**洗剤**
- 三 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第二十一条の二第一項に規定する**検定対象機械器具等**及び第二十一条の十六の二に規定する**自主表示対象機械器具等** (いわゆる、**消火器具等**をいいます。)
- 四 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)第二条第一項に規定する**毒物**及び同条第二項に規定する**劇物**
- 五 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第一項に規定する**道路運送車両**
- 六 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第四十一条に規定する**容器**
- 七 武器等製造法(昭和二十八年法律第四百四十五号)第二条第二項に規定する**猟銃等**
- 八 薬事法(昭和三十五年法律第四百四十五号)第二条第一項に規定する**医薬品**、同条第二項に規定する**医薬部外品**、同条第三項に規定する**化粧品**及び同条第四項に規定する**医療機器**
- 九 前各号に掲げるもののほか、政令で定める法律の規定に基づき、規格又は基準を定めて、その製造、輸入又は販売を規制しており、かつ、当該規制によつて一般消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがないと認められる製品で政令で定めるもの

★消費生活用製品安全法施行令

(消費生活用製品から除かれる製品)

第十三条 法別表第九号の政令で定める法律は、別表第三の上欄に掲げるとおりとし、同号の政令で定める製品は、同表の上欄に掲げる法律ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

別表第三 (第十三条関係)

- 一 船舶安全法(昭和八年法律第十一号) 船舶安全法第二条第一項各号に掲げる事項に係る**物件** (例えば、**船舶用機関**及び**船舶用品等**をいいます。)
- 二 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号) 道路運送車両法第四十一条各号に掲げる**自動車の装置**及び同法第四十四条第三号から第十一号までに掲げる**原動機付自転車の装置** (例えば、**車輪**、**窓ガラス**、**ライト**、**消音器**、**方向指示器等の装置**をいいます。)

「重大製品事故」の定義(1)



「製品事故」とは

◆消安法において、「**製品事故**」(法第2条第4項)とは、消費生活用製品の使用に伴い生じた事故のうち、

- ①一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故、あるいは、
 - ②消費生活用製品が滅失し、又はき損した事故であって、一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれのあるもの、
- のいずれかであって、消費生活用製品の欠陥によって生じたものでないことが明らかな事故以外のものをいいます。

換言すれば、製品の欠陥*によって生じた事故でないことが誰の目から見ても明々白々な事故は、この法律における製品事故には該当しないということです。

◆ただし、製品の欠陥によって生じた事故ではないことが明白な事故か否かは、実際、なかなか判断に迷う場合があります。消安法において製品事故に当たらない事故として、具体的に以下のものが挙げられます。

(1) 自動的に製品事故から除外されるもの

- ①製品を用いて、故意に人体に危害を加えた場合(例:包丁という製品を使用して、他人を傷つけ、大けがを負わせた場合。当然ながら、これは、包丁の使用による製品事故には該当しません。)
- ②製品自体は健全に機能しているが、製品外の事故が生じた場合(例:自転車という製品を使用中に、背後から来た自動車に追突され交通事故に巻き込まれた場合。これは、自転車の使用による製品事故には該当しません。)

(2) 除外されるかどうかケース・バイ・ケースで判断をしなければ判断できないもの

一般消費者による製品の目的外使用や重過失と考えられる場合等については、本当に製品の欠陥によって生じた事故ではないことが明白な事故なのかということについて、個別に判断を行うこととしています。

(例:天ぷら鍋を自動消火装置のついていないコンロにかけたまま、その場を離れた場合に発生した火災事故。)**【消費者の重過失と考えられるため、製品事故に該当しない。】**



*「製品の欠陥」には、製造上の欠陥や設計上の欠陥のほか、指示・警告上の欠陥も含まれます。

「重大製品事故」の定義(2)



(例:ホームセンターで売られている比較的安価なシュレッダーにおいて、家庭で子供が指を切断した事故。)【家庭で使用されていることが想定されながら、紙の投入口が子供の指のサイズを考慮して設計・製造されていなかったことや、投入口の材質が柔らかく、たわんで指が入るなど、製品の欠陥がないことが明白とはいえないため、製品事故に該当する。】

- ◆製品事故から除外される事故事例については、経済産業省のウェブサイト上で順次公開し、事例の蓄積を図りながら、安定的な制度運用に努めていきます。

「重大製品事故」とは

- ◆**「重大製品事故」**とは、現在、施行令の改正作業を進めていますが、製品事故のうち危害が重大なもの(法第2条第5項)であって、具体的には、以下の事故を対象とする予定です。

★重大製品事故とは、

- ①一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故のうち、危害が重大であるもの。

死亡事故

重傷病事故(治療に要する期間が30日以上を負傷・疾病)又は後遺障害事故

一酸化炭素中毒事故

- ②消費生活用製品が滅失し、又はき損した事故であって、一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害が生ずるおそれのあるもの。

火災(消防が火災として確認したもの)

重大製品事故の報告義務(1)



事業者の事故報告義務

◆消費生活用製品の**製造事業者**又は**輸入事業者**は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について生じた製品事故に関する情報を収集し、当該情報を一般消費者に対し適切に提供するよう努めなければなりません。(法第34条第1項)

このため、製造事業者又は輸入事業者は、消費者や販売事業者等からもたらされる製品事故に関する情報について、しっかり受け止め、真摯に対応することが不可欠です。

◆消費生活用製品の製造事業者又は輸入事業者は、**重大製品事故**が生じたことを知ったときは、発生の事実を知った日から起算して**10日以内**に、当該消費生活用製品の名称、事故の内容等を経済産業省に報告しなければなりません。これは、企業規模を問わず、国内にあるすべての消費生活用製品の製造事業者又は輸入事業者は、事故報告義務を負うことになります。

◆報告項目は、事故発生日、被害の概要、事故の内容、製品の名称、機種・型式、製造・輸入・販売数及びその時期、事故を認識した契機と日、事故原因、事故への対応などです。

◆事故報告の窓口は、報告の迅速性や事業者の利便性等を考慮して一個所に集約しました。**経済産業省(本省) 商務流通グループ製品安全課**に報告をして下さい。

◆報告の様式は、省令で定めることとしています。当該様式を経済産業省のウェブサイトからダウンロードできるようにする予定です。なお、ウェブサイトから電子的に直接提出できるよう現在検討中です。

The image shows three sample forms for reporting major product accidents. Form 1 (様式1) is for general reporting, Form 2 (様式2) is for manufacturers, and Form 3 (様式3) is for importers. Each form includes sections for accident details, product information, and reporting company information.

報告様式の例(イメージ図) ※なお、実際は色紙ではない。

重大製品事故の報告義務(2)



重大製品事故以外の報告(参考)

- ◆また、重大製品事故以外の製品事故を知った場合には、**独立行政法人製品評価技術**
基盤機構^{ナイト}(nite)に報告して下さい。なお、niteの報告先は、フリーダイヤルFAX:0120-
^{にがさん} ^{じこつきゅう}
23-2529です。詳細は、nite事故情報ページ(<http://www.jiko.nite.go.jp/>)を御覧下
さい。



重大製品事故の公表



※本ページは2007年2月21日に改訂されました。

経済産業省による公表

◆経済産業省は、重大な危害の発生及び拡大を防止するため必要があると認められるときは、製品の名称及び型式、事故の内容等を迅速に公表します*¹。(法第36条第1項)

◆重大製品事故の具体的な公表方法は、以下のとおりです。

(1) ≪ガス機器・石油機器による重大製品事故≫ 報告後直ちに、事業者名、製品の名称、事故の内容等を記者発表*²するとともに、経済産業省のウェブサイトで公表します。

(2) ≪その他の消費生活用製品による重大製品事故≫

i) 製品起因の事故であることが疑われる場合、報告後直ちに、①製造事業者又は輸入事業者に対し再発防止策を求めるとともに、②事業者名、機種・型式名、事故の内容、消費者の危険回避に資する事項等を記者発表するとともに、経済産業省のウェブサイトで公表します。

ii) 製品起因の事故か否かが不明な場合には、以下のような公表方法となります。

【第1ステップ】 経済産業省は、製造事業者又は輸入事業者から報告を受けてから、明らかに報告対象でない事例等を除き、原則、**1週間以内**に①製品一般名、②事故概要、③受理日、④事故発生日を経済産業省のウェブサイトで公表し、事故発生の概要について記者発表を行います。

【第2ステップ】 報告を受けた事故情報をさらに分析し、製品起因が疑われる場合には、上記 i)と同様に公表等を行います。

※ これら以外の事故については、製品が原因であるとは断定できないことについて第三者委員会(後述)での判定を経た上で、製品安全に資する情報提供の観点から、事業者名、型式名等を経済産業省のウェブサイトにて判定の結果を付して情報提供を行います*³。

◆いずれにせよ、製品起因の可能性が完全に払拭されない事故については、然るべき理由が付された上で、事業者名、事故概要等について何らかの形で公表されることとなります。

◆経済産業省では、製品事故に該当するか否かの判断や、経済産業省が行った公表等の妥当性について定期的に確認するため、外部委員からなる第三者委員会*⁴を設置し、四半期に一度の頻度で経済産業省の運用状況をチェックすることとしています。これにより、行政の恣意的な裁量をできるだけ制限し、透明性の高い制度運用に努めます。



*1 公表に当たり必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構(nite)に技術上の調査を行わせることとしています。(法第36条第2項)

*2 本資料において「記者発表を行う」と言った場合、資料を配布し、記者に口頭説明を行う場合と、資料配付のみを行う場合があります。

*4 消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会(仮称)

報告義務を違反した場合 (体制整備命令と罰則)



報告義務を怠っていると疑われる場合

- ◆経済産業省は、何らかの方法で重大製品事故の発生を知り、当該事故に関する製造事業者又は輸入事業者に対して報告徴収等を行った結果、当該製造事業者又は輸入事業者が報告義務を意図的に履行していない等が認められる場合には、事故の概要等に加え、製造事業者又は輸入事業者名、機種・型式名を、第一ステップを経ることなく、直ちにウェブサイトで公表するとともに、必要に応じて、記者発表を行います。

「体制整備命令」とは

- ◆さらに、経済産業省は、製造事業者又は輸入事業者が重大製品事故の報告を怠ったり、又は虚偽の報告をした場合には、当該製造事業者又は輸入事業者に対して、事故情報を収集、管理及び提供するために必要な社内の体制を整備するよう命令(体制整備命令(法第37条))を発動することとしています。

★消費生活用製品安全法(抜粋) (体制整備命令)

第三十七条 主務大臣は、消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者が第三十五条第一項の規定に違反して報告を怠り、又は虚偽の報告をした場合において、その製造又は輸入に係る消費生活用製品の安全性を確保するため必要があると認めるときは、当該消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者に対し、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について生じた重大製品事故に関する情報を収集し、かつ、これを適切に管理し、及び提供するために必要な体制の整備を命ずることができる。

罰則

- ◆製造事業者又は輸入事業者が、上記の体制整備命令に違反した場合には、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処されます。また、これらが併科されることもあります。(法第58条第5号)

販売事業者、修理事業者、 又は設置工事事業者の責務



販売事業者

- ◆**小売販売事業者**は、その小売販売に係る消費生活用製品について生じた製品事故に関する情報を収集し、当該情報を一般消費者に対し適切に提供するよう努めなければなりません。(法第34条第1項)
- ◆加えて、**小売販売事業者**は、その小売販売に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、その旨を当該消費生活用製品の製造事業者又は輸入事業者に通知するよう努めなければなりません。(法第34条第2項)
- ◆**販売事業者**は、製造事業者又は輸入事業者が行う製品回収その他の危害の発生及び拡大を防止するための措置について、当該製品の販売停止、在庫情報の提供等を通じて、当該措置に協力するよう努めなければならない。特に、**危害防止命令**(法第39条)等が発動されている場合は、販売事業者は製造事業者等に協力しなければなりません。(法第38条第2項及び第3項)

(※)「危害防止命令」(法第39条)とは、

消費生活用製品の欠陥により、重大製品事故が生じた場合その他一般消費者の生命又は身体について重大な危害が発生し、又は発生する急迫した危険がある場合において、当該危害の発生及び拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要な限度において、当該消費生活用製品の製造事業者又は輸入事業者に対し、その製造又は輸入に係る当該消費生活用製品の回収を図ることその他当該消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害の発生及び拡大を防止するために必要な措置をとるべきことを国(経済産業大臣)が命ずることです。

なお、危害防止命令は、改正前の「緊急命令」に当たるものです。

修理事業者

- ◆**修理事業者**は、その修理に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、その旨を当該消費生活用製品の製造事業者又は輸入事業者に通知するよう努めなければなりません。(法第34条第2項)

設置工事事業者

- ◆**設置工事事業者**は、その設置工事に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、その旨を当該消費生活用製品の製造事業者又は輸入事業者に通知するよう努めなければなりません。(法第34条第2項)

消費者への情報周知と消費者からの申出



事故情報を知るには

- ◆ 経済産業省に報告された重大製品事故に関する情報を消費者がタイムリーに入手できるようにするため、経済産業省のウェブサイトから常に最新の重大製品事故情報が得られるようにします。同様に、製品リコール情報等についても、経済産業省のウェブサイトから情報が得られるようにします。なお、緊急性の高い製品事故については、経済産業省が記者発表を行うこととしています。
- ◆ また、独立行政法人製品評価技術基盤機構(nite)のウェブサイトにおいても、製品事故やリコールに関する最新情報が掲載されています。



申出制度

- ◆ 消費生活用製品の安全性の確保に関して、必要な措置がとられていないことにより、一般消費者の生命又は身体に対して危害が発生するおそれがあると認めるときには、直接的な利害関係者のみならず、個人、法人、団体を問わず、どなたでも主務大臣(経済産業大臣)に対して申出を行うことができます。(法第52条)
- ◆ 経済産業省は、こうした申出がなされた場合には、その申出の事実を確かめ、事実である場合には、消安法に基づいた措置等を適切に行う義務が課されています。

★消費生活用製品安全法(抜粋) (主務大臣に対する申出)

第五十二条 何人も、消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するために必要な措置がとられていないため一般消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがあると認めるときは、主務大臣に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行ない、その申出の内容が事実であると認めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。

報告対象となる重大製品事故か否か ～判断が難しい事例を中心に挙げてみました～



対象となる例

(注)いずれも、製品事故という前提で示しています。

◎家庭向けにも販売されているガス湯沸器を事務所で使用し、一酸化炭素中毒死亡事故が発生した。

[▶「ガス湯沸器」は消費生活用製品であり、これを家庭ではなく事務所で使用した場合であっても、一酸化炭素中毒事故の発生は重大製品事故です。]

◎家に設置されている雨戸(金属製のシャッター)において、子供が指を挟み、指を切断した。

[▶一般家庭の家屋に広く設置される雨戸(シャッター)は消費生活用製品に当たり、身体欠損は重大製品事故です。]

◎業務用ガスオーブンとして海外で製造されたものを一般家庭での需要が見込まれるため家庭向けにも輸入・販売していた製品が、家庭で爆発事故を起こし、家屋が半焼する火災が発生した。

[▶業務用製品であっても、一般消費者が容易に購入でき、現に、その製品で重大製品事故が発生した場合には、幅広く報告することとなっています。]

非対象となる例

◎レストランの厨房に設置されている業務用冷凍ケースから漏電があり、火災が発生した。

[▶業務用冷凍ケースは事業者が事業のために使用する業務用の製品であるため、消費生活用製品に当たりません。]

◎家屋の床下の柱が設計よりも細かったため座屈して、住人が重傷事故を負った。

[▶床下の柱は、建築物と考えられ、また、一般消費者が市場で購入するようなものではないことなどから、消費生活用製品に当たりません。]

～ 判断に迷ったら、とにかく幅広く国に報告して下さい。～

Q&A (その1)



問1. 今回、法律に基づいて重大製品事故の報告を行った場合、例えば、製造物責任法(PL法)等の民事上の責任も負うことになるのでしょうか。

(答)

今回の事故報告制度においては、製造事業者又は輸入事業者が国への事故報告を行った事実をもって、直ちに製品欠陥があるということを認めたことにはならないことから、事故報告の義務を履行したことをもって、直ちに民事上又は刑事上の責任を負うことにはなりません。

問2. 重大製品事故を知ったときとは一体いつなのでしょう。事業者が調査をした結果、報告対象となる重大製品事故であることが分かった時点ということでしょうか。

(答)

製造事業者又は輸入事業者が、重大製品事故の発生を知ったとき(すなわち、会社の社員の誰かが重大製品事故の第一報を得た時点)です。なお、製造事業者又は輸入事業者は、知り得た製品事故が重大製品事故であるかどうかを適切に把握することが重要です。

問3. 製造事業者又は輸入事業者以外の者であっても、重大製品事故の発生を知った場合には、国に報告しても良いのでしょうか。

(答)

重大製品事故の発生を知り、製造事業者又は輸入事業者のみならず、国にも直接通知することが適切と考えられる場合には、国へ連絡いただいても結構です。ただし、国は、このような情報について十分な調査・分析を行うため、報告を頂いた方、製造事業者又は輸入事業者に対して十分な確認を行った上で、公表等の対処を行います。(※問12を参照)

問4. 10日間以内の報告であるが、10日間で分かる範囲でまずは報告をするということが良いのでしょうか。

(答)

完全な情報を収集するために、事故発生的事实を消費者に知らせるのが遅れ、結果的に事故の多発を招くようなことがあってはいけなく考えています。このため、重大製品事故の発生を知った場合には、10日間の限られた期間の中で最大限の情報収集に努め、10日間以内に国に報告することが重要です。なお、勿論、国に報告を行った後、新たな事実が判明した場合には、直ちに追加報告を行うことはいうまでもありません。

問5. 製品の経年劣化によって発生した重大製品事故も報告の対象になるのか。

(答) 対象となります。

問6. 体制整備命令とは、どのような内容になるのでしょうか。

(答)

体制整備命令とは、製造事業者又は輸入事業者が重大製品事故に関する情報を収集・管理・公表できるようにするための社内体制の整備について命令を行うことです。

具体的な命令の内容については、それぞれの事業者の状況により異なると思いますが、例えば、消費者からの製品事故情報に関する専用窓口の設置や事故情報処理に係る社内規程類の整備などが挙げられます。

Q&A (その2)



問7. 製造事業者等が製品回収を行う際に、販売事業者が持っている顧客リストを提出して協力しようと考えているのですが、顧客の同意なしに、顧客リストを製造事業者に提出することは個人情報保護法に抵触するのでしょうか。

(答)

個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第16条第3項第2号の規定に基づき、消費者に危害を及ぼす事故が起こる危険性のある製品を回収する場合で、当該製品の購入者に緊急に連絡を取る必要がある時には、販売事業者が有している顧客リストを製造事業者等に提供することは問題とならないと解されます。

問8. 一酸化炭素中毒は軽症も含まれるのでしょうか。

(答)

含まれます。今回のパロマ製ガス瞬間湯沸器の一酸化炭素中毒死傷事故を踏まえ、一酸化炭素中毒事故は、重篤な後遺症が残る事故として特に掲げられました。

問9. 製品の欠陥ではないが、製品の設置の際の電気配線のミスで火災に至ったような場合は、製造事業者の報告は必要なのでしょうか。

(答)

その電気配線ミスが製品の構造等に全く起因しないとまでは明確にいけない可能性があることから、製造事業者による事故報告は必要です。

問10. OEM(相手先ブランド製造)製品については、誰が報告義務者になるのでしょうか。

(答)

OEM製造においては、原則、実質的に製造行為をおこなっている者が製造事業者であります。ただし、委託元が自ら設計し、製品の検査など、単に製造行為を外注するような場合には、委託元が製造事業者とみなされる場合もあります。

問11. 全治30日とは一体だれが決めるのでしょうか。また、後で、30日でないことが判明した場合や、軽症で入院していたら、最終的に死亡した場合にはどうなるのでしょうか。

(答)

基本的に、被害者の状況は、医師の診断によって判断します。また、事故が発生した際に、医師の診断で、概ね何日間の治療期間を要するかが判断できます。

なお、軽症であったものが、その後、死亡に至った場合には、死亡したことを知った時点で重大製品事故の発生を知ったことになるため、その時点から10日以内に報告することとなります。

問12. 現在実施している独立行政法人製品評価技術基盤機構(nite)や電気用品安全法に関する事故報告制度との関係はどうなるのでしょうか。

(答)

消費生活用製品に係る重大製品事故については、直接、国に報告を行います。それ以外の製品事故はすべて独立行政法人製品評価技術基盤機構(nite)に報告していただくよう現在調整中です。



Q&A (その3)



問13. 製品の製造又は輸入事業者が倒産して、もはや事業者が存在しない場合、当該製品で重大製品事故が発生した情報を得た販売事業者は、事故情報を誰に通知すれば良いのでしょうか。

(答)

重大製品事故が発生した場合で、製造・輸入事業者が不在の場合には、国に連絡をして下さい。

なお、製造事業者等が倒産又は廃業等となっている場合については、経済産業省及び独立行政法人製品評価技術基盤機構(nite)が当該製造事業者等に代わって、製品の危険性に関する情報を消費者に周知し、消費者が危険を回避できるようにしたいと考えています。



【お問い合わせ先】

経済産業省商務流通グループ製品安全課

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

(電話)03-3501-4707

(FAX)03-3501-6201

(e-mail)qqjcbbe@meti.go.jp

※本資料は、以下のURLから入手できますので、御自由に御活用下さい。

<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/index.htm>